

令和 7 年度
隣保館運営委員会 研修会

子どもの権利保障を取り巻く状況

世界の動き：子どもの権利条約（国連）

子どもの権利保障をめぐる国際的な流れ

- 1948年 「世界人権宣言」採択（国連）
⇒ 「すべての人は平等であり、同じ権利をもつ」と宣言
- 1959年 「児童の権利に関する宣言」採択（国連）
⇒ 「子どもは子どもとしての権利をもつ」と宣言
- 1989年 「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」採択（国連）
⇒ 国連総会にて満場一致で採択（1990年発効）
- 1994年 「子どもの権利条約」を批准（日本）

※現在、全世界で196の国と地域が締約する、世界でもっとも広まった人権条約となっています。

世界の動き：子どもの権利条約（国連）

子どもの権利条約の4つの原則

①差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことがき、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

■ 日本の動き：こども基本法・こども大綱

こども基本法

- 施行：令和5年4月1日
- 目的：全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する。
- 基本理念：すべての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されること。すべての子どもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

⇒ 「こども家庭庁」が同年に設置され、国の総合的な司令塔として機能。

■日本の動き：子ども基本法・子ども大綱

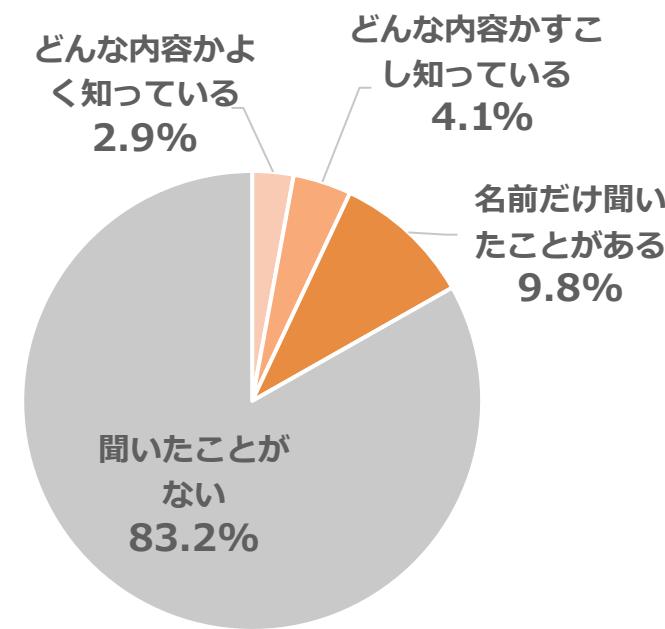
子ども大綱

- 閣議決定：令和5年12月22日
- 目的：全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指す。
- 基本方針：
 - ①子ども・若者は権利の主体であり、今とこれからの中の最善の利益を図ること
 - ②子ども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
 - ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
 - ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
 - ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
 - ⑥施策の総合性を確保すること

「子どもの権利」の認知度

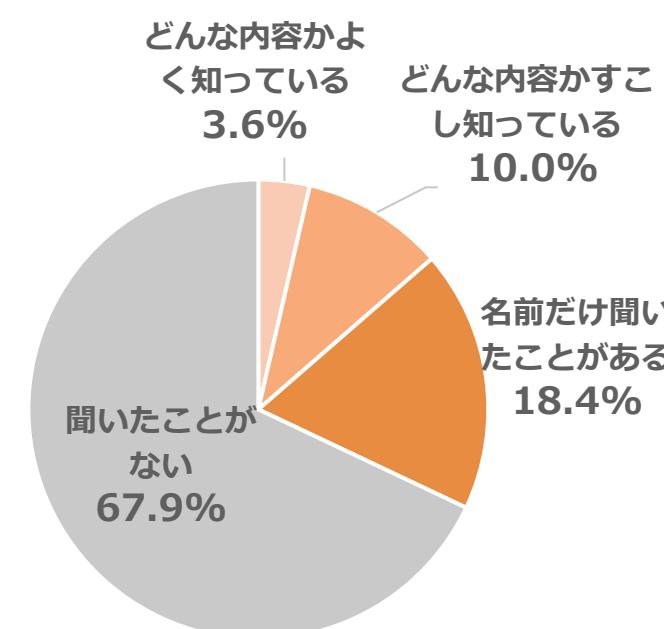
児童の権利に関する条約の認知度調査（こども家庭庁）：令和5年度実施

《小学1～3年生》



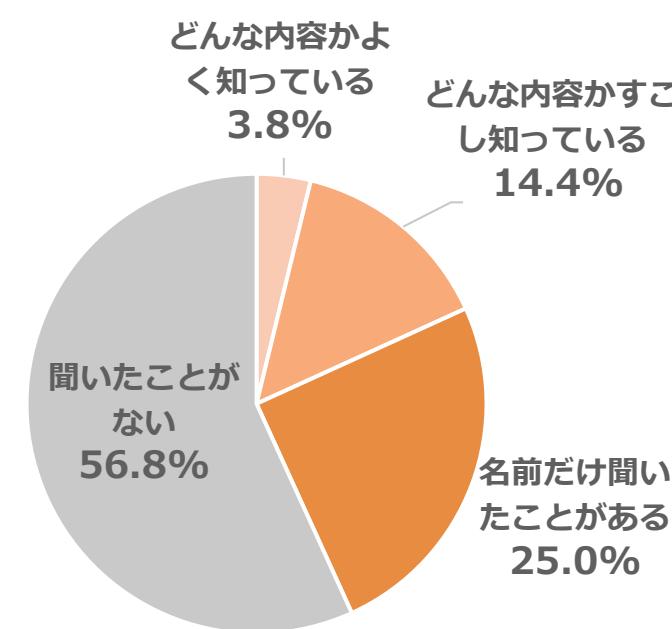
(n = 4,463)

《小学4～6年生》



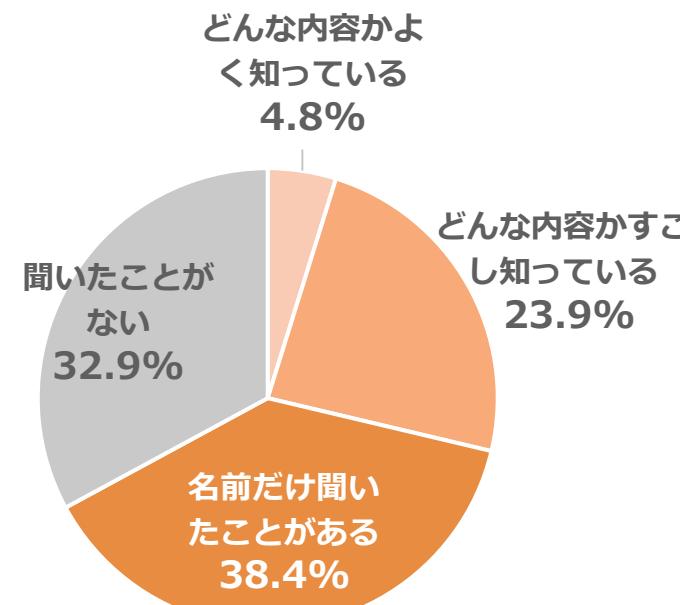
(n = 4,213)

《中学生》



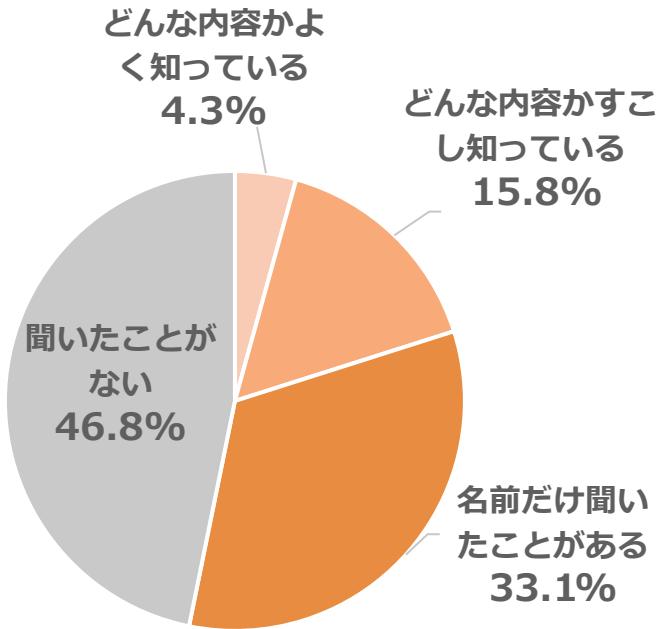
(n = 3,386)

《高校生》



(n = 4,301)

《大人》



(n = 5,000)

○児童の権利に関する条約の認知度※は、小学1～3年生が16.8%、小学4～6年生が32.0%、中学生が43.2%、高校生が67.1%、大人が53.2%となっています。

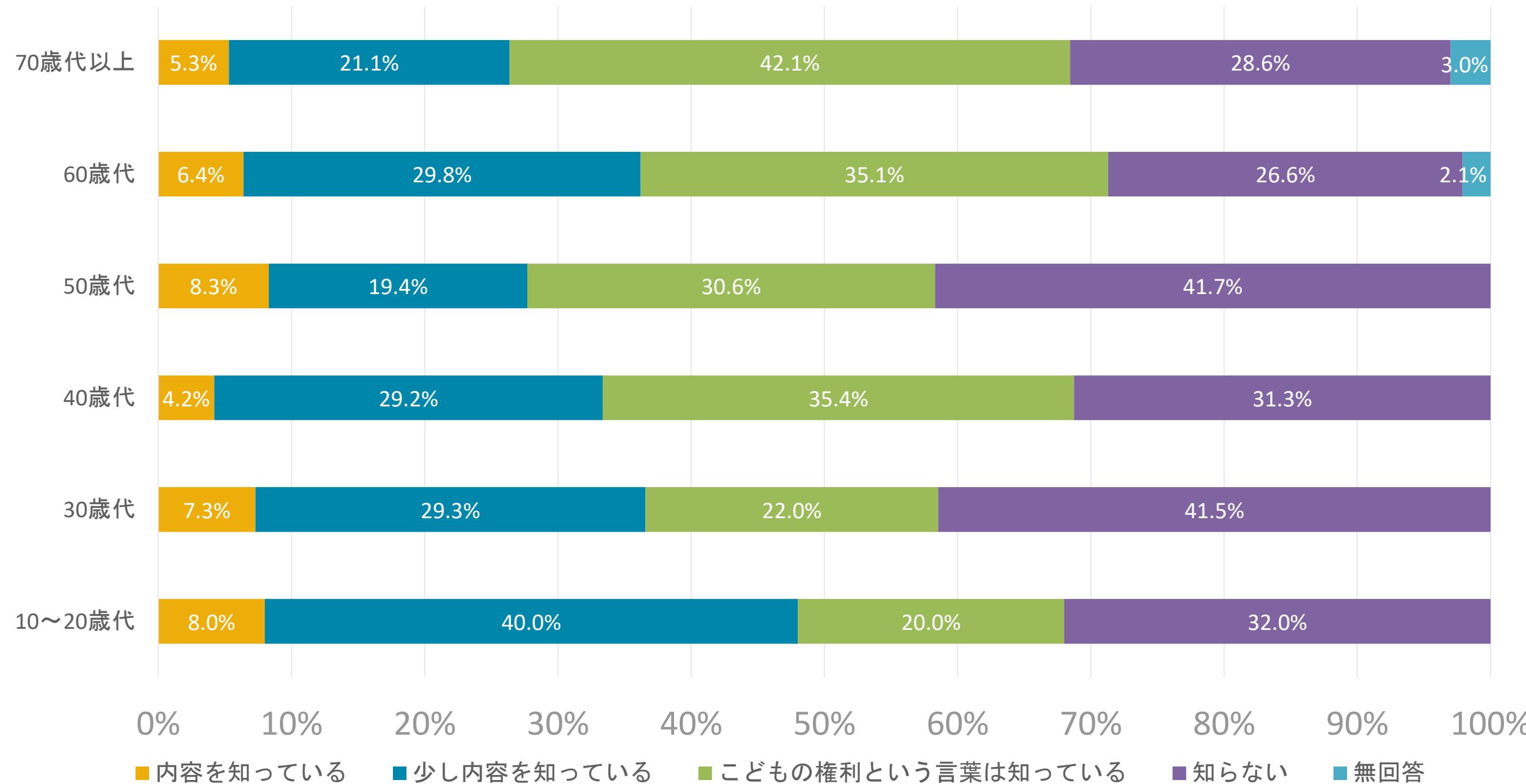
○中学生以下の年代、大人は「聞いたことがない」が最も高くなっていますが、子どもは年代が上がるほどその割合が低くなる傾向にあります。

※「認知度」は、「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」の合計

「子どもの権利」の認知度

丹波市市民意識アンケート（丹波市）：令和6年度実施

設問：あなたは、子どもの権利を知っていますか。



丹波市子どもの権利に関する条例の制定について

丹波市子どもの権利に関する条例

条例制定の目的

- 全ての子どもが生まれながらに持っている権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守るために社会の責務や役割を定めることにより、子どもが健やかに自分らしく成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができると社会を実現する。

条例の概要

- 基本理念（第3条）
- こどもにとって大切な権利（第4条～第7条）
- 保護者等の役割（第8条～第11条）
- 丹波市子どもの権利擁護委員会（第12条～第18条）

施行日

- 令和7年4月1日

丹波市子どもの権利に関する条例の概要

基本理念

- ・ こどもが権利の主体として尊重されること。
- ・ こどもの最善の利益が優先されること。
- ・ こどもの年齢及び成長に配慮されること。
- ・ こどもがあらゆる差別をされないこと。

子どもの権利

「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」

保護者等の役割

子どもの権利を保障するため、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び市の役割を定める。

丹波市子どもの権利擁護委員会

子どもの権利の侵害を防止し、及び救済するため、丹波市子どもの権利擁護委員会を設置する。

子どもにとって大切な権利

こどもにとって大切な権利

大切な 4 つの権利

① 生きる権利（第 4 条）

⇒ 必要な医療が受けられたり、犯罪や事故などから守られたりなど、安心して健やかに生きる権利

② 育つ権利（第 5 条）

⇒ 一人ひとりの個性が認められ、自分らしくのびのびと遊び、学び、休み、健やかに育つことができる権利

③ 守られる権利（第 6 条）

⇒ あらゆる危険や暴力などの権利侵害から守られる権利

④ 参加する権利（第 7 条）

⇒ 自分に関わりのあることについて、自由に意見を言い、その意見が尊重されることで社会に関わることができる権利

大人や社会の役割

大人や社会の役割

子どもの権利を守るため、それぞれの役割を担い「連携・協力」して、子どもを支える。

保護者

子どもの発達や権利を守る最も重要な責任者であることを認識し、子どもの最善の利益を考え、子どもを守り育てなければなりません。

育ち学ぶ施設

子どもの権利を保障し、安心・安全な環境を整える責任があります。また、子どもの最善の利益を考え、発達に応じた支援に努めなければなりません。

市民

子どもの権利が守られるように家庭・施設・地域と連携して、地域で子どもを見守り、安心して過ごせる環境づくりに努めなければなりません。

丹波市

子どもに関するあらゆる施策において、子どもの権利を尊重・保障し、家庭や地域などで権利の正しい理解が広がるよう支援や啓発に努めなければなりません。

丹波市子どもの権利擁護委員会について

丹波市子どもの権利擁護委員会

設置の目的

- 丹波市子どもの権利に関する条例の理念にもとづき、子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、子どもの権利が侵害された場合に、早期にこれを排除し、および救済する。

主な役割

- 相談対応（子どもや保護者などからの相談）
- 救済の申立ての対応（調査・意見表明・是正の要請）
- 啓発・広報活動（講座、リーフレット等）

特徴

- 専門性
- 独立性
- 子どもの最善の利益

こどもまんなか社会の実現にむけて

こどもまんなか社会の実現にむけて

こどもまんなか社会とは

- こどもを守られるだけの存在として見るのはなく、意見や気持ちを尊重し、権利の主体として認める社会

私たち大人ができること

- 子どもの立場で考える
- 子どもの声に耳を傾ける
- こどもと一緒に考え行動する
- こどもを守り、支援につなぐ